

本郷特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月19日策定（平成30年3月7日改訂）

人権・交流教育部

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、絶対に許されないことであり、重大な人権侵略である。いじめられている子どもを守り通し、いじめている子どもには毅然とした姿勢で向き合い、子どもたちとの信頼関係を築きながら、「いじめ」に苦しむ心情を自分のこととして重く受け止めることが大切である。

いじめ根絶をめざして家庭、地域、学校が手を携えて、だれもが、安心して、豊かに生活できる「学校」、「まち」づくりを進めていくことを目的にする。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取り組み

① いじめ防止対策委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、学部長、養護教諭、人権・交流教育部員。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② いじめ防止対策委員会の運営

- ・月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○いじめの未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知。

○早期発見・早期対応

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。

- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。

3 いじめの未然防止及び早期発見、事案退所のための取組

① いじめの未然防止への取り組み

- ・学校教育活動全体を通じた総括的なプログラム
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・子どもたちの主体的な取組への支援

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（クラスごとによる打ち合わせを活用し、早期発見を心がける。必要によっては毎月行われる学部会議の議題にする。）
- ・授業作り、集団作りの具体的な指針
- ・児童生徒同士の適切なかかわり方への具体的な支援
- ・定期的なアンケート、全市一斉のアンケートの実施計画
- ・定期的な教育相談の実施計画

③ いじめに対する措置

- ・組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会やクラスごとによる打ち合わせを活用）
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・栄警察署等関係機関、専門機関との連携

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされた状態である。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 研修

- ・児童生徒理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・計画的な研修の実施

⑥ 学校運営協議会等の活用

いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応する。

⑦ 年間計画

- 4月 いじめ根絶についてと個人情報保護のアウトライン
- 5月 いじめ根絶を含めた人権テーマと取組の説明
- 7月 職員研修（いじめ根絶を含む）
- 8月 管理職による体罰根絶研修（いじめ根絶を含む）
- 12月 人権週間、グループディスカッションによる職員研修（いじめ根絶を含む）
- 1月 ハートフルメッセージ展示（いじめ根絶を含む）
- 3月 いじめ根絶を含めた人権テーマと取組みのまとめ

*朝の打ち合わせの後に毎日行われるクラスごとによる打ち合わせを活用し、早期発見を心がける。必要によっては毎月行われる学部会議の議題にする。

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

④ 児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。